

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案の概要について

令和 4 年 6 月 2 0 日
原子力安全対策課

県の原子力防災に関する取組み、原子力防災訓練等により得られた教訓、防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等の反映により、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正を行う。

1 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の主な修正項目等

（1）武力攻撃事態等に係る対応の追加

原子力発電所への武力攻撃等が発生した場合は、国民保護法に基づき実状に応じて避難を行うことや、政府による事態認定までの間は地域防災計画に基づく対応を行うこと等を記載

P108（第 6 章 武力攻撃事態等における対応）

（2）中国電力と締結した安全協定の改定内容の反映

ア 立入調査及び措置要求に関する記載の変更

島根原子力発電所周辺の安全確保のために必要と認める場合の対応について、「立入調査」を行い、その結果、必要と認める場合は、市の意見を聴取し、中国電力に直接、又は国を通じて適切な措置（原子炉の停止を含む）を講ずることを求めることを記載

P20（第 2 章 原子力災害事前対策 第 3 節 報告の徴収と立入検査等）

P49 ほか（第 3 章 緊急事態応急対策 第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保）

（3）新型コロナウイルス感染症下の原子力防災に係る修正

在宅療養者や濃厚接触者の避難手段、避難先の考え方を記載するとともに、感染症流行下では防災・福祉の担当部局が避難に関して必要な情報を共有すること（防災基本計画修正（令和 3 年 5 月））を記載

P104（第 5 章 感染症流行下における対策 第 4 節 感染者等対応の基本的考え方）

（4）原子力防災訓練の教訓や県の取組み等の反映

ア オンライン会議システムの活用

必要に応じてオンライン会議システムを活用し、県と国、市町村等の関係機関間の通信手段を確保することを記載

P25（第 2 章 原子力災害事前対策 第 6 節 情報の収集・連絡体制等の整備）

イ 原子力防災支援拠点の 2 箇所整備

原子力防災支援拠点を、主な避難方向である山陰道・国道 9 号線と米子自動車道の 2 方面にそれぞれ 1 箇所ずつ整備することを記載

P41（第 2 章 原子力災害事前対策 第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備）

（5）国の防災基本計画の修正等を踏まえた見直し

ア 避難勧告・避難指示の一本化等

避難勧告・指示が一本化され、従来の勧告の段階から避難指示を行う等の避難情報のあり方の見直し等による記載の見直し

P78 ほか（第 3 章 緊急事態応急対策 第 4 節 避難、屋内退避等の防護措置）

イ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定追加

災害が発生するおそれがある段階での広域避難実施のための自治体間の協議等を可能とする災害対策基本法改正（規定追加）の反映

P81（第 3 章 緊急事態応急対策 第 4 節 避難、屋内退避等の防護措置）

（6）国の原子力災害対策指針の修正等を踏まえた見直し

ア 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

県は、原子力災害医療機関や原子力事業者等の協力を得て、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施すること、及び今後、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の整備等について検討することを記載

P83（第 3 章 緊急事態応急対策 第 4 節 避難、屋内退避等の防護措置）

イ 原子力災害拠点病院等の役割等の修正

県が実施する原子力災害対策への協力のほか、県が行う住民等の被ばくや汚染に対する検査（避難域時検査及び甲状腺被ばく線量モニタリング等）への協力等を記載

P17（第 1 章 総則 第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱）

2 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の主な修正項目等

(1) 武力攻撃事態等に係る対応の追加

原子力発電所への武力攻撃等が発生した場合は、国民保護法に基づく国民保護措置を適切に行い、武力攻撃への対処について万全を期すこと等を記載

P71（第3章 武力攻撃事態等における対応）

(2) 新型コロナウイルス感染症下の原子力防災に係る修正

避難又は一時移転を行う場合に、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施すること、被災地において感染症の発生・拡大がみられる場合は、防災・福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めること等を記載

P33（第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.14 新型コロナウイルス等感染症下における避難）

(3) 原子力防災訓練の教訓や県の取組み等の反映

ア 避難円滑化に係る取り組みの反映

・段階的避難の実施にあたっては、道路監視カメラ等により避難中の道路状況等を確認し、避難を指示することを記載

P11（第2章 実施要領 1 避難計画の前提 1.4.2 避難シナリオ）

イ 避難経路の整備状況の反映

・弓ヶ浜半島の国道431号線と県道47号線を接続する新たに建設された道路を使い避難の融通性を確保することを記載

P14（第2章 実施要領 1 避難計画の前提 1.4.6 避難経路）

ウ 屋内退避の基本方針等の記載

・屋内退避に関する基本方針や屋内退避時の物資の供給体制等について記載。また屋内退避中に、物資の枯渇等によりその継続が困難となった場合には、避難に切り替えることを記載

P7（第2章 実施要領 1 避難計画の前提 1.2.5 屋内退避）

エ 「島根地域の緊急時対応」の記載等の反映

・輸送力に余裕を持たせるため、中国電力が米子市、境港市内に避難用福祉車両を5台配備し、予め県と定める緊急輸送等の要請手順に基づき運用することを記載

P12（第2章 実施要領 1 避難計画の前提 1.4.5 避難手段）

・中国電力が、生活物資の支援及び福祉車両の確保することを記載

P38（第2章 実施要領 3 各機関の役割 3.1 関係機関）

・県で対応が困難なことがあった場合は国に対して支援を要請することを記載。また、不測の事態に対しては、自衛隊等の実動組織による支援が行われることを記載

P54（第2章 実施要領 4 避難の支援方法 4.10.2 応援要請等）

・国や中国電力が開設する相談窓口とともに、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施することを記載

P57（第2章 実施要領 4 避難の支援方法 4.15 問い合わせ窓口の開設）

(4) 国の防災基本計画の修正等を踏まえた見直し

ア 個別避難計画作成の努力義務化等の反映

・個別避難計画作成の努力義務化、避難支援者等に対する個別避難計画の提供、及び個別避難計画のない避難行動要支援者についても関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をすることについて記載

P28（第2章 実施要領 4 避難の支援方法 2.10.2 避難行動要支援者等の避難計画）

(5) 原子力災害対策指針の修正等を踏まえた見直し

ア 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

・県は、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制を整備すること等を記載。

P50（第2章 実施要領 4 避難の支援方法 4.5 甲状腺被ばく線量モニタリング）

※その他、所要の修正、文言の修正等の軽微な修正を合わせて行うものとする。

3 今後の取組み

原子力防災訓練の成果、新たな知見等を踏まえた計画の深化と実効性のさらなる向上を図る。